

社団法人黒石市シルバー人材センター広報委員会設置要綱

(目的)

第1条 社団法人黒石市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の普及啓発活動を推進するため、広報委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 センターの事業を会員並びに市民に理解していただき、さらに発展させるよう普及啓発活動の推進を図るため、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行に関する事業
- (2) その他啓発、広報活動に関する事業

(組織)

第3条 委員会の委員は7人以内とし、理事長が会員の中から委嘱する。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて理事長が招集する。

(経費)

第7条 委員会の運営に要する経費は、予算の範囲内でセンターが負担する。

(雑則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年3月1日から施行する。

社団法人シルバー人材センター広報委員会設置要綱(平成10年10月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は平成21年6月1日から施行する。